

★ 平成 30 年 8 月 1 日より、高額療養費制度の見直しについて

健康保険法の一部が見直しされます。

70 歳から 74 歳までの自己負担額(高額療養費算定基準額)について、制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、見直しは以下の 2 点となります。

1) 現役並み所得者の所得区分を細分化する

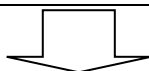
2) 一般所得者における外来療養に係る算定基準額(上限額)を引き上げる

また、上記の見直しに伴い、高額介護合算療養費の算定基準額についても、現役並み所得者の所得区分の細分化と限度額を引き上げる見直しが行われます。

1. 70 歳から 74 歳までの高額療養費の算定基準額について

● 改正の内容 ●

所得区分		改正前	
		個人単位(外来)	世帯単位
現役並み所得者 (標準報酬月額 28 万円以上)		57,600 円	80,100 円+ (医療費－267,000 円) × 1% 【* 多数該当 44,400 円】
一般所得者 (現役並み所得者と低所得者以外)		14,000 円 (年間上限額 144,000 円)	57,600 円 【* 多数該当 44,400 円】
低所得者	Ⅱ (住民税非課税、年金収入 80 万円～160 万円)	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ (住民税非課税、年金収入 80 万円以下)		15,000 円



改正後（平成30年8月診療分～適用）		
所得区分	月単位の上限額	
	個人単位（外来）	世帯単位
現役並み所得者 （標準報酬月額 83 万円以上）	廃止	252,600 円+（医療費－842,000 円）×1% 【*多数該当 140,100 円】
現役並み所得者 （標準報酬月額 53 万円以上 79 万円以下）		167,400 円+（医療費－558,000 円）×1% 【*多数該当 93,000 円】
現役並み所得者 （標準報酬月額 28 万円以上 50 万円以下）		80,100 円+（医療費－267,000 円）×1% 【*多数該当 44,400 円】
一般所得者 （標準報酬月額 26 万円以下）	18,000 円 （年間上限額 144,000 円）	57,600 円 【*多数該当 44,400 円】
低所得者	Ⅱ（住民税非課税、年金収入 80 万円～160 万円）	24,600 円
	Ⅰ（住民税非課税、年金収入 80 万円以下）	8,000 円

*多数該当とは、同一世帯で直近 12 ヶ月間に 3 回以上の高額療養費に該当し、4 回目以降の高額療養費に該当する場合の限度額となります。

2. 高額介護合算療養費の算定基準額について

※70 歳から 74 歳の方のいる世帯の高額介護合算療養費の算定基準額は以下のとおり見直しされ、平成30年8月1日から平成31年7月31日までの間の療養分から適用となります。（一般所得者の限度額は据え置き）

● 改正の内容 ●

改正前	
所得区分	限度額
現役並み所得者 （標準報酬月額 28 万円以上）	67 万円
一般所得者 （標準報酬月額 26 万円以下）	56 万円
低所得者Ⅱ	31 万円
低所得者Ⅰ	19 万円



改正後（平成30年8月療養分～適用）		
所得区分	限度額	【参考】70歳未満
現役並み所得者 （標準報酬月額83万円以上）	212万円	212万円
現役並み所得者 （標準報酬月額53万円以上 79万円以下）	141万円	141万円
現役並み所得者 （標準報酬月額28万円以上 50万円以下）	67万円	67万円
一般所得者 （標準報酬月額26万円以下）	56万円	60万円
低所得者Ⅱ	31万円	34万円
低所得者Ⅰ	19万円	

◆◆今後、関係法令通知等で変更になる場合もありますので、ご了承ください。